

第2次アンケート集計結果

第2次アンケート集計結果							勾留請求件数 (地+簡) の30%を受任		勾留請求件数 (地+簡) の50%を受任					
弁護士会	対応地裁	対応簡裁	勾留請求 件数 (地+簡)	会員数	当番 登録数	%	会員1人	当番1人	会員1人	当番1人	現体制における 対応可能性 (現在の対応方法)	解決策	制度実施に 必要不可欠 な制度改善策	
東京三会 東京 第一東京 第二東京	本庁	東京 八丈島 伊豆大島 新島	16,790	8,584	1,956	23%	0.6	2.6	1.0	4.3	(東京) 八王子 対応可能な負担件数は年間600件程度(1人年平均3~4件)。弁護士の数は最低でも500人を確保しなければ、年間1000件の受任は無理である。  (第一東京) 本庁...2.何とか可能 八王子...3.困難	(東京) 八王子 対応可能な負担件数は年間600件程度(1人年平均3~4件)。弁護士の数は最低でも500人を確保しなければ、年間1000件の受任は無理である。  (第一東京) 登録弁護士を700名程度に増員したい。増員策としては、新規登録弁護士に対する一定年数(例えば3年)の登録義務化を検討している。  (第二東京) 被疑者国選弁護事件を受任する名簿登録者の増員を図ることが第一だが、これまでの国選弁護の名簿登録者増員の試みでは実効をおさめていないのが実状である。増員を実現できない場合には、全会員に何からかの形で義務化するなどの方策を検討せざるを得ない。具体的な方策は未検討である。	(東京) 当番弁護士の登録名簿とは別に「被疑者国選弁護制度」の名簿を整備する必要があるが、登録人数の増加のためには、被疑者弁護の実情に応じた報酬の検討が不可欠である。 また、被疑者弁護は、ある意味で時間との闘いである。そこで、弁護士の活動の迅速化のため、東京拘置所での接見時間を土日祝日も可能にし、かつ接見時間の延長(例えば、午後9時まで)が必要である。 なお、登録を義務づけることも考えられるが、本会には様々なタイプの弁護士(例えば企業内弁護士、渉外事務所勤務の弁護士等)がいるため、反対も多く現実には難しい。 特に八王子支部では警察の留置場の接見室を最低2室確保しないと、昼間は一般面会との順番待ちになり、ロスが大きすぎる。  (第二東京) 低廉な報酬、非効率な東京拘置所の接見態勢が改善されない限り、国選弁護に積極的に従事する弁護士の増員は困難である。	
	八王子	八王子 立川 武蔵野 青梅 町田	3,339	610	280	46%	1.6	3.6	2.7	6.0	(第一東京) 本庁...2.何とか可能  (第二東京) 本庁...3.困難			
注 東京三会では多摩支部が本庁から独立しておらず、本庁には全員が必ず登録し、更に多摩支部にも登録する場合は登録するというシステムを採っている。また、当番弁護士登録者名簿についても、本庁と支部の両方に登録している場合があり、その会員は両方にカウントしている。														
横浜	本庁	横浜 神奈川 保土ヶ谷 鎌倉 藤沢	4,792	550	294	53%	2.6	4.9	4.4	8.1	1.十分可能		日弁連へ イ)勾留期間の短縮、電話接見等制度改革の推進 ロ)勾留延長を常態化している実務の改革運動 ハ)適正な弁護士報酬の要求 等、日弁連レベルでの働きかけが必要と思われる。 当会の問題として、当番弁護士の質・量の拡大がある。当会では、少なくとも本庁では数字の上では対応可能と言えるが、中堅層の未登録、湘南地区を抱えるため高齢層が多いという問題がある。	
	川崎	川崎	1,579	62	35	56%	7.6	13.5	12.7	22.6	1.十分可能(本庁と)			
	相模原	相模原	408	27	18	67%	4.5	6.8	7.6	11.3	3.困難(本庁と)	本部からの応援	逮捕状・勾留状・勾留延長決定書の写しを、被疑者国選弁護人の選任と同時に当該弁護士に交付していただきたい。 特に否認であって、証拠不十分であり逮捕・勾留自体を不当であると被疑者が主張する場合、弁護人が同じ考えを持ち、証拠開示を求めたら検察庁が、弁護人に同開示をしていただきたい。 少年事件の付添人にも国選制度の導入を図るのであれば、少年鑑別所を各地域に配置し、面会しやすくする必要がある。	
	横須賀	横須賀	662	29	15	52%	6.8	13.2	11.4	22.1	3.困難(本庁と)	本部からの応援。被疑者国選に対応できるのは28名中20名程度しかいない。		
	小田原	小田原 平塚 厚木	1,125	57	32	56%	5.9	10.5	9.9	17.6	3.困難(本庁と)	支部会員全員で担当するように義務化を原則とする。	国選弁護に十分な報酬・実費を支払っていただく(少なくとも現在の2倍)ことが前提。 国選弁護制度を本来のもの(資力がない人)に戻し、資力がある方には私選弁護人を国選弁護登録者の中から推薦するようにしたらどうか。そうすれば、国選は勾留件数3割以下になるはず。	
埼玉	本庁	浦和 川口 大宮 久喜	3,172	187	106	57%	5.1	9.0	8.5	15.0	2.何とか可能			
	越谷	越谷	476	37	30	81%	3.9	4.8	6.4	7.9	2.何とか可能(本庁と)	年間10件を目安にすると、熊谷支部を除いて、当番1人当たりの件数はいずれも10件を下回っており、対応可能といえる。 熊谷支部は13.2件であるが、同支部からは対応可能であるとの回答が寄せられている。 ただ、会員からは事件の内容にもよるが、一人当たりの適正件数は年間5件程度ではないかとの回答があった。	登録会員の増員によってかなりの程度対応していけるものと思われる。	
	川越	川越 飯能 所沢	735	51	45	88%	4.3	4.9	7.2	8.2	2.何とか可能			
	熊谷 秩父	熊谷 本庄 秩父	882	29	17	59%	9.1	15.6	15.2	25.9	2.何とか可能			

第2次アンケート集計結果							勾留請求件数 (地+簡) の30%を受任		勾留請求件数 (地+簡) の50%を受任		現体制における 対応可能性 (現在の対応方法)	解決策	制度実施に 必要不可欠 な制度改善策	
弁護士会	対応地裁	対応簡裁	勾留請求 件数 (地+簡)	会員数	当番 登録数	%	会員1人	当番1人	会員1人	当番1人				
千葉県	本庁	千葉市川	3,531	200	173	87%	5.3	6.1	8.8	10.2	1.十分可能 (本庁で一括受付)	八日市場、佐原支部参照	弁護士報酬の増額(扶助の報酬が低すぎる)が必要不可欠と考える。	
	佐倉	佐倉	0	8	8	100%	0.0	0.0	0.0	0.0	1.十分可能			
	一宮	千葉一宮	0	2	1	50%	0.0	0.0	0.0	0.0	2.何とか可能			
	松戸	松戸	966	45	37	82%	6.4	7.8	10.7	13.1	1.十分可能			
	木更津	木更津	370	12	8	67%	9.3	13.9	15.4	23.1	2.何とか可能			本庁ないし木更津支部からの派遣および今後の木更津支部への新人弁護士の登録により対応が可能。
	館山	館山	0	2	1	50%	0.0	0.0	0.0	0.0	2.何とか可能			
	八日市場	八日市場 銚子 東金	450	5	1	20%	27.0	135.0	45.0	225.0	2.何とか可能(本庁で)			本庁からの派遣で対応が可能。 当会では新人会員の増加率が高く(ここ数年10数名が登録)、特に本庁では新人弁護士が登録するので、本庁からの派遣で対応が可能と考えている。 支部会員のみで担当しようとするのが困難であるが、距離的にみてあるいは交通の便から、本庁からの派遣が十分可能。
佐原	佐原	0	1	1	100%	0.0	0.0	0.0	0.0	2.何とか可能(本庁で)				
茨城県	本庁	水戸 笠間 常陸太田	1,132	61	45	74%	5.6	7.5	9.3	12.6	3.困難	現状では対応困難だが、増員により負担件数が2~3件程度になれば、対応可能。	土浦、下妻の現状からすると、会員が平等に負担を増やす方式には限界があり、アメリカの公設弁護人制度のような制度を考える必要もある。	
	日立	日立	0	0	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	*在宅起訴のみなので検討せず			
	土浦	土浦 石岡	751	26	17	65%	8.7	13.3	14.4	22.1	4.不可能	現状の国選弁護の負担だけで既に過重であり、かつ増員をさせる方法も見あたらない。		
	龍ヶ崎	龍ヶ崎 取手	0	0	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	*在宅起訴のみなので検討せず			
	麻生	麻生	0	0	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	*在宅起訴のみなので検討せず(本庁・他で)			
	下妻	下妻 下館 古河	543	7	7	100%	23.3	23.3	38.8	38.8	4.不可能	現状の国選弁護の負担だけで既に過重であり、かつ増員をさせる方法も見あたらない。		
栃木県	本庁	宇都宮	1,254	72	62	86%	5.2	6.1	8.7	10.1	2.何とか可能	被疑者・被告人を通して弁護士業務として成り立ちうる程度への報酬額引き上げが必須。	報酬引き上げ 保釈および勾留の実態改善 取調べの可視化	
	真岡	真岡	57	2	2	100%	8.6	8.6	14.3	14.3	3.困難			
	大田原	大田原	160	3	3	100%	16.0	16.0	26.7	26.7	4.不可能	特効薬的な解決策は見出し難い。報酬引き上げと本庁応援の手当をする以外ない。弁護士数増加だけでは解決不能と思われる。対応可能件数については、科学的・理論的の回答は難しいが、年6件くらいではないかと感じている。		
	栃木	栃木 小山	367	11	9	82%	10.0	12.2	16.7	20.4	3.困難			
	足利	足利	243	6	6	100%	12.2	12.2	20.3	20.3	3.困難			
群馬県	本庁	前橋 伊勢崎 中之条	957	72	50	69%	4.0	5.7	6.6	9.6	1.十分可能	実施される制度の具体的内容が一切明らかでないため、現時点では改善策は示せない。		
	太田	太田 館林	267	10	8	80%	8.0	10.0	13.4	16.7	2.何とか可能(本庁と)		4~5名増員必要。全員登録及び本庁高崎からの補充。	
	桐生	桐生	131	7	5	71%	5.6	7.9	9.4	13.1	2.何とか可能(本庁と)		3名増員必要。全員登録及び本庁高崎からの補充。	
	沼田	沼田	0	0	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	1.十分可能(本庁と高崎で)			
	高崎	高崎 藤岡 群馬富岡	396	37	31	84%	3.2	3.8	5.4	6.4	1.十分可能(本庁と)			
静岡県	本庁	静岡 清水 島田	1,022	98	70	71%	3.1	4.4	5.2	7.3	1.十分可能	受任率3割程度であるなら、現行当番割振の延長線上で、各支部とも対応可能と思われる。 6割になると、沼津が現行ではきつくなるが、登録率をあげる努力、若年の増加で対応しえよう。		
	沼津	沼津 熱海 三島	990	49	32	65%	6.1	9.3	10.1	15.5	1.十分可能			
	富士	富士	233	17	17	100%	4.1	4.1	6.9	6.9	1.十分可能			
	下田	下田	35	2	2	100%	5.3	5.3	8.8	8.8	1.十分可能			
	浜松	浜松	895	49	46	94%	5.5	5.8	9.1	9.7	1.十分可能			
	掛川	掛川	15	2	1	50%	2.3	4.5	3.8	7.5	1.十分可能(合同で)			

第2次アンケート集計結果							勾留請求件数 (地+簡) の30%を受任		勾留請求件数 (地+簡) の50%を受任		現体制における 対応可能性 (現在の対応方法)	解決策	制度実施に 必要不可欠 な制度改善策
弁護士会	対応地裁	対応簡裁	勾留請求 件数 (地+簡)	会員数	当番 登録数	%	会員1人	当番1人	会員1人	当番1人			
山梨県	本庁	甲府 鯉沢	673	52	50	96%	3.9	4.0	6.5	6.7	1. 十分可能		
	都留	都留 富士吉田	59	1	1	100%	17.7	17.7	29.5	29.5	1. 十分可能(本庁で)		
長野県	本庁	長野 飯山	291	45	41	91%	1.9	2.1	3.2	3.5	2. 何とか可能	被疑者段階における弁護の重要性についての弁護士の意識改革。 負担の公平性についての弁護士の自覚。	
	上田	上田	214	13	12	92%	4.9	5.4	8.2	8.9	2. 何とか可能 (合同で)		
	佐久	佐久	117	0	0	0%	35.1	35.1	58.5	58.5			
	松本	松本 木曾福島 大町	304	21	19	90%	4.3	4.8	7.2	8.0	2. 何とか可能 (本庁と)		
	諏訪	諏訪 岡谷	80	17	15	88%	1.4	1.6	2.4	2.7	2. 何とか可能		
	飯田	飯田	65	8	7	88%	2.4	2.8	4.1	4.6	2. 何とか可能		
伊那	伊那	77	6	5	83%	3.9	4.6	6.4	7.7	2. 何とか可能(本庁と)			
新潟県	本庁	新潟 新津	807	101	76	75%	2.4	3.2	4.0	5.3	2. 何とか可能	若手の増員	支部所在地における弁護士増員 刑事を専門にして経営が成り立つような報酬にしてもらいたい。
	三条	三条	807	4	3	75%	60.5	80.7	100.9	134.5	2. 何とか可能(本庁と)	若手の増員	
	新発田	新発田 村上	134	0	0	0%	40.2	40.2	67.0	67.0	2. 何とか可能(本庁で)	若手の増員	
	長岡	長岡 十日町 柏崎 六日町	367	17	11	65%	6.5	10.0	10.8	16.7	3. 困難(本庁で)	大幅増員	
	高田	高田 糸魚川	220	4	3	75%	16.5	22.0	27.5	36.7	3. 困難(本庁と)	超大幅増員(現在は、弁護士実働3名で年間1人あたり30件以上の 国選を受任している状況)	
	佐渡	佐渡	28	1	1	100%	8.4	8.4	14.0	14.0	1. 十分可能		
大阪	本庁	大阪 大阪池田 豊中 吹田 茨木 東大阪 枚方	7,874	2,507	1,155	46%	0.9	2.0	1.6	3.4	1. 十分可能 (本庁で一括受付)		身柄拘束期間の短縮、電話による外部交通権確保の実現が必要 である。 特に、刑訴法208条を厳格に適用し、再延長を限定することが 必要。 電話による外部交通権確保については、そもそも「接見」とは 実際に面談するものに限るのではないか、「秘密」の確保はで きるのか、弁護人の接見についての手抜きが問題になるのでは ないか等の問題点は挙げられる。 しかし、使用する電話を弁護士会の電話に限定するとか、電話 で話す内容を限定するとか、電話以外の接見も当然義務づける 等によって、問題点の改善は図れると思われる。
	堺	堺 富田林 羽曳野	1,226	36	14	39%	10.2	26.3	17.0	43.8	1. 十分可能		
	岸和田	岸和田 佐野	323	15	3	20%	6.5	32.3	10.8	53.8	1. 十分可能		
京都	本庁	京都 伏見 右京 向日町 木津 宇治	1,962	323	236	73%	1.8	2.5	3.0	4.2	1. 十分可能		
	園部	園部 亀岡	0	0	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	1. 十分可能(本庁で)		
	宮津	宮津 峰山	46	0	0	0%	13.8	13.8	13.8	13.8	4. 不可能(本庁・他で)	公設事務所の開設が必要。現在、支部管内の弁護士数が0である。	
	舞鶴	舞鶴	153	4	3	75%	11.5	15.3	19.1	25.5	3. 困難(本庁で)	支部管内の弁護士数が少ないため、市内に事務所を有する弁護士も受 任を分担するようにする。	
	福知山	福知山	99	3	2	67%	9.9	14.9	16.5	24.8	3. 困難(本庁で)		



第2次アンケート集計結果							勾留請求件数 (地+簡) の30%を受任		勾留請求件数 (地+簡) の50%を受任		現体制における 対応可能性 (現在の対応方法)	解決策	制度実施に 必要不可欠 な制度改善策
弁護士会	対応地裁	対応簡裁	勾留請求 件数 (地+簡)	会員数	当番 登録数	%	会員1人	当番1人	会員1人	当番1人			
兵庫県	本庁	神戸	1,590	300	198	66%	1.6	2.4	2.7	4.0	2. 何とか可能	本庁においては当番弁護士登録者数は198名であり、このうち約140名は支部で対応できない遠隔地や休日をも担当する体制をとっている。このため、本庁のみを担当する当番弁護士の実数は、必ずしも十分なものとはなっており、しかも、近い将来、尼崎・伊丹支部担当への20名程度の振り替えをも予定せざるを得ない状況にある。従って、現状では何とか対応が可能であるとは考えているが、そのためには、本庁から支部への応援人員をも大幅に増員することが前提となっている。現在、全ての支部に対し、休日や遠方事件についてはほとんどを本庁の弁護士で対応しているのが実情である。従って、本庁3割対応をすとしても、その実効性を確保するには、本庁担当の当番弁護士の増員(少なくとも50名)が必要と思われる。	遠隔地における電話接見制度の実現 被疑者国選弁護制度における報酬額(特に遠隔地への出張によって行われる事件)の十分な保障。これに引き続いて、国選事件を受任するときにも、その国選事件の報酬が同様に保障される必要がある。 遠隔地事件などにおいては、複数の弁護士を選任できる制度の実現。
	伊丹	伊丹	111	12	8	67%	2.8	4.2	4.6	6.9	3. 困難	尼崎支部と同様。	
	尼崎	尼崎西宮	736	38	24	63%	5.8	9.2	9.7	15.3	3. 困難	現状でも当番弁護士の登録者数に比して、その出動件数が多く、支部で登録している当番弁護士だけでは対応が困難な状況となっており、制度の見直しにより、本部の当番登録弁護士(20名)を尼崎および伊丹支部担当の登録へと変更する制度改革案を検討しているところである。従って、尼崎・伊丹支部では全体として20名以上の増員が必要と考えている。	
	明石	明石	115	10	10	100%	3.5	3.5	5.8	5.8	3. 困難	当番弁護士の登録者数10名であり、明石支部の所属弁護士のほとんど全てが登録済みである。現状では、土曜・日曜などの休日については、本庁登録の当番弁護士が明石支部管轄の警察署などへの出動を担当している。現状では、この10人の登録体制で、その勾留件数の3割をカバーするのは困難であり、本庁からの応援体制をつくるとしても、本庁から明石支部担当への振替が必要になるとと思われる。	
	柏原	柏原篠山	5	0	0	0%	1.5	1.5	2.5	2.5	3. 困難(本庁で)	社、龍野支部参照	
	姫路	姫路加古川	858	46	30	65%	5.6	8.6	9.3	14.3	3. 困難	現在、所属会員45名に対し、当番弁護士の登録は30名程度であり、その管轄する地域は広範である。また、現状では、休日などの当番弁護士の出動は、本庁の弁護士の応援によって維持されているのが実情である。姫路支部と本庁との距離は、京都と神戸との距離に匹敵するものであり、本庁の弁護士による捜査弁護の十全な実施は現実的には困難と考えられ、もし、姫路支部で勾留件数の3割に対応するとすれば、大幅な人員の増員が必要であるが、姫路支部所属弁護士の数の大幅な増員が必ずしも見込めないところである。現状では、本庁に特別な姫路支部担当の応援弁護士制度を新たに設けなければならないことになるが、この人員の確保には、相当な困難を伴うと思われる。	
	社	社	33	0	0	0%	9.9	9.9	16.5	16.5	3. 困難(本庁で)	柏原、社、龍野の3支部は、実質的に所属弁護士がゼロと考えてよい地区であり、本庁もしくは姫路からの応援によってカバーするほかないところである。しかし、この地区への交通機関の不便性を考慮すれば、本庁所属の弁護士での出動ということになれば、片道2時間以上をみておかなければならない。現在では、この地区の当番弁護士の出動はほとんど本庁の弁護士によって対応しているが、その負担は大きく、その3割について本庁の弁護士によって対応することは、事実上不可能と思われる。この地区については、社および龍野の支部に関しては、姫路(この地区での事件の準抗告審や合議事件は姫路支部の管轄となっている)支部での対応を検討せざるを得ないが、そのためには姫路支部の当番登録弁護士の増員(20名程度)とともに、本庁においても、この地区(姫路での登録者数の増員には限界がある)を担当するための人員を確保しておく必要がある。	
	龍野	龍野	40	0	0	0%	12.0	12.0	20.0	20.0	3. 困難(姫路で)	登録者は4名であり、その管轄する地域は広範である。現在でも休日は本庁の弁護士が出動しているものであり、また、平日においても浜坂警察などについては、本庁の弁護士が出動しているものである。本庁から浜坂署への出動はまる一日を要することになる(場合によっては泊まりがけとなる)。豊岡支部の登録弁護士の増員が必ずしも見込めず(10年以上新規登録はない)、今後も4人で対応せざるを得ないことからすれば、豊岡支部管内でも、本庁からの応援が不可欠と考えられる。しかしながら、本庁から豊岡支部管内への接見ということになれば、ほぼ1日を要することとなる。従って、この地区の対応は、現状の人員では到底困難である。	
	豊岡	豊岡浜坂	177	6	4	67%	8.9	13.3	14.8	22.1	4. 不可能	現在当番登録弁護士は2名であり、本庁の応援によって維持されている。交通の不便さなどから、その実情は豊岡支部と変わらないところであり、現状では3割の対応は困難である。	
	洲本	洲本	50	3	2	67%	5.0	7.5	8.3	12.5	4. 不可能(本庁で)		

第2次アンケート集計結果							勾留請求件数 (地+簡) の30%を受任		勾留請求件数 (地+簡) の50%を受任		現体制における 対応可能性 (現在の対応方法)	解決策	制度実施に 必要不可欠 な制度改善策
弁護士会	対応地裁	対応簡裁	勾留請求 件数 (地+簡)	会員数	当番 登録数	%	会員1人	当番1人	会員1人	当番1人			
奈良	本庁	奈良	931	80	63	79%	3.5	4.4	5.8	7.4	1.十分可能 (本庁で一括受付)		勾留請求件数3割を前提とするのは現実的ではない。国選率を少なくとも前提とすべき。
	葛城	葛城 宇陀	472	15	15	100%	9.4	9.4	15.7	15.7	2.何とか可能	増員	
	五條	五條 吉野	57	0	0	0%	17.1	17.1	28.5	28.5	2.何とか可能	増員	
滋賀	本庁	大津 今津 水口	698	34	27	79%	6.2	7.8	10.3	12.9	3.困難	当会では、既に当番弁護士・国選弁護人の他に各種市民法律相談、多重債務対策当番等の様々な公的負担で、全ての会員が限界気味である。従って、さらに負担の多い被疑者段階での弁護は一人当たり年間3~4件が限界と思われる。そうすれば、仮に勾留件数5割につき、弁護士がつくとした場合、本庁において当番1人あたりの負担が12.9件とされていることからすると、約3倍程度の増員が必要となる。なお、増人につき特効薬は見あたらない。	(回答者の個人的見解) 被疑者弁護は、相当回数(場合によれば毎日)の接見が求められることなどから、その負担度は著しい。従って、導入当初は件数を勾留件数の1割程度に絞り、現実の負担やその後の会員の増員の状況を踏まえて、対象事件の拡大等の制度の充実を図って行くべきと考える。
	彦根	彦根 八日市	113	11	11	100%	3.1	3.1	5.1	5.1	3.困難(本庁と)	長浜支部は現在会員が1名(国選弁護を担当)にすぎないが、地理的に彦根と近接しており、従来から彦根支部の弁護士が国選事件を負担して特段問題は出ていない。従って、彦根・長浜支部は合算して考えるべきであるが、その場合でも、仮に勾留件数5割につき弁護士が付くとした場合、当番一人あたりの負担が9件となることから、約2~3倍程度の増員が必要となる。	
	長浜	長浜	86	0	0	0%	25.8	25.8	43.0	43.0	3.困難(本庁・彦根で)		
和歌山	本庁	和歌山 湯浅 妙寺 橋本	643	59	51	86%	3.3	3.8	5.4	6.3	1.十分可能		
	田辺	田辺 串本	132	7	7	100%	5.7	5.7	9.4	9.4	1.十分可能(本庁と)		
	御防	御坊	32	0	0	0%	9.6	9.6	16.0	16.0	1.十分可能(本庁で)		
	新宮	新宮	27	1	1	100%	8.1	8.1	13.5	13.5	1.十分可能(本庁・田辺と)		
名古屋	本庁	名古屋 春日井 瀬戸 津島	3,339	763	362	47%	1.3	2.8	2.2	4.6	2.何とか可能	2001年3月現在、国選弁護受任者が本庁会員数約760名中286名に止まっており、体制を整えるにはまず、国選受任会員の数を抜本的に増やす必要があり、現在受任者増大のための改革中である。	現行の国選弁護を含めて、報酬の見直しを是非とも進めて頂きたい。
	一宮	一宮 犬山	282	12	10	83%	7.1	8.5	11.8	14.1	4.不可能(本庁と)	現在の支部の人員では困難である。本庁からの随時の応援が必要である。	
	半田	半田	210	5	0	0%	12.6	63.0	21.0	105.0	4.不可能(本庁と)	現在の支部の人員では困難である。本庁からの随時の応援が必要である。	
	岡崎	岡崎 安城 豊田	753	39	29	74%	5.8	7.8	9.7	13.0	2.何とか可能(本庁と)	支部での対応は可能。本庁の応援体制も要検討。	
	豊橋	豊橋 新城	537	30	19	63%	5.4	8.5	9.0	14.1	2.何とか可能(本庁と)	支部での対応は可能。本庁の応援体制も要検討。	
三重	本庁	津 鈴鹿	470	35	18	51%	4.0	7.8	6.7	13.1	2.何とか可能	登録者数の増加	現行の国選弁護を含めて、報酬の見直しを是非とも進めて頂きたい。
	松阪	松阪	59	4	1	25%	4.4	17.7	7.4	29.5	3.困難(本庁と)	登録者数の増加、本庁からの応援	
	上野	上野	63	3	0	0%	6.3	18.9	10.5	31.5	4.不可能(本庁と)	人員増の必要、近隣県弁護士会の応援	
	四日市	四日市 桑名	337	26	17	65%	3.9	5.9	6.5	9.9	2.何とか可能(本庁と)	登録者数の増加、本庁からの応援	
	伊勢	伊勢	118	3	0	0%	11.8	35.4	19.7	59.0	3.困難(本庁と)	登録者数の増加、本庁からの応援	
	熊野	熊野 尾鷲	61	1	0	0%	18.3	18.3	30.5	30.5	4.不可能(本庁と)	人員増の必要	

第2次アンケート集計結果							勾留請求件数 (地+簡) の30%を受任		勾留請求件数 (地+簡) の50%を受任		現体制における 対応可能性 (現在の対応方法)	解決策	制度実施に 必要不可欠 な制度改善策	
弁護士会	対応地裁	対応簡裁	勾留請求 件数 (地+簡)	会員数	当番 登録数	%	会員1人	当番1人	会員1人	当番1人				
岐阜県	本庁	岐阜八幡	656	74	58	78%	2.7	3.4	4.4	5.7	2.何とか可能	<p>現在本庁と大垣支部と一緒に運用している。大垣支部の単独運用をすると、やや困難になると思われる。現在全会員で国選をやっており、被疑者国選も質の面を別にすれば、こなしてゆくのは可能であると思われる。迅速かつ集中的な対処が要求される被疑者には、以下の取り組みが不可欠と思われる。</p> <p>(1) 刑事弁護の研修の強化 (2) 刑弁センターによるバックアップ体制の確立 (3) 否認事件等に対する複数弁護人の選任 (4) 弁護士報酬の大幅増大 以上のことはいずれも現在課題として取り組みつつある。</p>		
	大垣	大垣	152	0	0	0%	45.6	45.6	76.0	76.0	2.何とか可能(本庁で)			
	多治見	多治見 中津川	145	8	7	88%	5.4	6.2	9.1	10.4	3.困難			
	御嵩	御嵩	45	0	0	0%	13.5	13.5	22.5	22.5	3.困難(多治見で)			弁護士の数が絶対的に足りない。同地区に居住する名古屋弁護士会の会員の支援を検討すべきである。
	高山	高山	77	4	4	100%	5.8	5.8	9.6	9.6	2.何とか可能			弁護士が4人おり、件数が少ないため、4人が弁護人になれない事件のバックアップを本庁ですれば、なんとかなると思う。
福井	本庁	福井大野	411	37	30	81%	3.3	4.1	5.6	6.9	1.十分可能			
	武生	武生	32	0	0	0%	9.6	9.6	16.0	16.0	3.困難(本庁で)	当面は本庁からの応援で対応するしかない。抜本的に解決するためには増員(1名程度)が必要。		
	敦賀	敦賀小浜	66	1	1	100%	19.8	19.8	33.0	33.0	3.困難(本庁と)	当面は本庁からの応援で対応するしかない。抜本的に解決するためには増員(2~3名程度)が必要。		
金沢	本庁	金沢	802	74	64	86%	3.3	3.8	5.4	6.3	2.何とか可能 (本庁で一括受付)	<p>「十分に可能」と「何とか可能」の区別が不明なので、回答が難しい。なお、当会では当番弁護士が接見に行く場合、事務所と接見場所との遠近によって、交通費を増額して対処している。勾留請求件数全体で1011件、家裁の観護措置数全体で163件、計1174件。その5割が587件。それを当番弁護士69で割ると8.5となり、10を下回る。数字的には可能と考えるが、上記当番弁護士における旅費のような制度ができるかどうか、できない場合遠方の事件をどの程度受けてもらえるかを考えると問題がある。</p>	<p>当会では、当番弁護士を支部単位ではなく、全体で処理している(国選は本庁・支部単位)。その方式を考えれば、「何とか対応可能」と考える。地域的な人口、経済状況、交通事情等により、本庁における弁護士の集中の解消(支部地域への弁護士の分散)は難しいと考える。よって、支部に関係なく全体での対応が必然的となり、その際の交通費等がひとつの問題となる。よって、被疑者弁護の場合は、遠方の場合はそれなりの旅費等が出る制度があれば良いと考えるし、制度が発足すれば、当番弁護士の財政でもって、旅費等を補助する制度を考えるのも一つの手ではないかと考える。</p>	
	小松	小松	141	5	3	60%	8.5	14.1	14.1	23.5	3.困難			
	七尾	七尾	52	2	2	100%	7.8	7.8	13.0	13.0	3.困難			
	輪島	輪島珠洲	16	3	2	0%	1.6	2.4	2.7	4.0	3.困難			
富山県	本庁	富山	395	39	33	85%	3.0	3.6	5.1	6.0	3.困難			
	魚津	魚津	52	0	0	0%	15.6	15.6	26.0	26.0	3.困難(本庁で)	会員(当番・国選)を5割以上増やすこと。		
	高岡	高岡砺波	212	12	10	83%	5.3	6.4	8.8	10.6	4.不可能(本庁と)	会員(当番・国選)を倍以上に増やすこと。		
広島	本庁	広島 東広島 可部 大竹	1,337	220	125	57%	1.8	3.2	3.0	5.3	1.十分可能			
	呉	呉竹原	204	8	7	88%	7.7	8.7	12.8	14.6	2.何とか可能	本庁の登録弁護士からの応援を考える。		
	尾道	尾道	137	6	5	83%	6.9	8.2	11.4	13.7	2.何とか可能	福山支部の登録弁護士からの応援を考える。		
	福山	福山府中	423	33	25	76%	3.8	5.1	6.4	8.5	1.十分可能			
	三次	三次庄原	46	2	2	100%	6.9	6.9	11.5	11.5	1.十分可能			



第2次アンケート集計結果							勾留請求件数 (地+簡) の30%を受任		勾留請求件数 (地+簡) の50%を受任					
弁護士会	対応地裁	対応簡裁	勾留請求 件数 (地+簡)	会員数	当番 登録数	%	会員1人	当番1人	会員1人	当番1人	現体制における 対応可能性 (現在の対応方法)	解決策	制度実施に 必要不可欠 な制度改善策	
山口県	本庁	山口 防府	511	22	18	82%	7.0	8.5	11.6	14.2	2.何とか可能	会員数(特に若手新人会員)の増加 登録者が原則として平等に事件を負担すること 十分な弁護報酬があるなら、対応も変わってくる(無理もしやすく なる)	十分な弁護報酬。特に、事件内容や弁護活動に応じた報酬算 定が行われること。(「不起訴」になった場合の成功報酬も認 められるべき。)(これまで「私選」となっていた事件のう ち、ある程度の数が「国公選」に流れることとのバランスも考 慮すべき。)(多くの民事事件を抱えながらの対応であることを 考慮してもらいたい。) 接見時間の拡大、自由化及び接見室の増加、その他接見が容 易にできるような環境整備。 弁護士会による弁護活動の報告とチェックのシステムの確 立。 刑事事件専門の事務所づくり。	
	徳山	徳山	129	14	13	93%	2.8	3.0	4.6	5.0	2.何とか可能			
	萩	萩 長門	42	1	1	100%	12.6	12.6	21.0	21.0	2.何とか可能(本庁と)			
	岩国	岩国 柳井	170	5	5	100%	10.2	10.2	17.0	17.0	3.困難(徳山と)			
	下関	下関	362	20	14	70%	5.4	7.8	9.1	12.9	3.困難			
宇部	宇部 船木	119	7	7	100%	5.1	5.1	8.5	8.5	2.何とか可能(下関と)				
岡山	本庁	岡山 玉野 児島 高梁	1,096	158	94	59%	2.1	3.5	3.5	5.8	1.十分可能			
	倉敷	倉敷 玉島 笠岡	272	10	10	100%	8.2	8.2	13.6	13.6	1.十分可能(本庁と)			
	新見	新見	4	0	0	0%	1.2	1.2	2.0	2.0	2.何とか可能(本庁で)	本庁からの応援。		
	津山	津山 勝山	119	5	0	0%	7.1	35.7	11.9	59.5	2.何とか可能(本庁で)	本庁からの応援。		
鳥取県	本庁	鳥取	242	10	8	80%	7.3	9.1	12.1	15.1	3.困難	最低でも10名程度の増員が必要。		
	倉吉	倉吉	48	3	1	33%	4.8	14.4	8.0	24.0	3.困難(本庁と)	最低でも10名程度の増員が必要。		
	米子	米子	225	11	9	82%	6.1	7.5	10.2	12.5	3.困難	最低でも10名程度の増員が必要。又は公設弁護人事務所の設置。		
島根県	本庁	松江 木次	216	15	14	93%	4.3	4.6	7.2	7.7	1.十分可能		とりわけ西郷の対応には電話接見制度が不可欠。例えば本庁で 対応する代用監獄の中には、車で片道1時間かかるところもある。	
	出雲	出雲	59	4	4	100%	4.4	4.4	7.4	7.4	1.十分可能(本庁と)			
	浜田	浜田 川本	103	2	2	100%	15.5	15.5	25.8	25.8	3.困難(本庁と)	最低2名の増員が必要。		
	益田	益田	30	1	1	100%	9.0	9.0	15.0	15.0	2.何とか可能	最低1名の増員が必要。		
	西郷	西郷	3	0	0	0%	0.9	0.9	1.5	1.5	2.何とか可能(本庁で)	本庁で一応対応できるが、1~2日に一回の接見が必要になるような 事件は困難である。公設事務所の設置以外に解決の方途はない。		
福岡県	本庁	福岡 宗像 甘木	2,150	436	272	62%	1.5	2.4	2.5	4.0	1.十分可能		県内とはいえ、遠距離の事件を弁護することは非常に負担になる ことが明らか。そこで、少なくとも次の点の配慮が必要。 身体が拘束される事件が増加しており、接見が容易でない。 在宅事件(保釈も含む)が多くなるような刑事政策が必要。被 疑者段階での保釈制度を認めることはもちろん、保釈が容易に 認められるような体制が必要。 接見が自由にできる体制を作ること。接見妨害は論外であ る。 拘置所での接見についても代用監獄同様、夜でも接見できるこ と。 接見室の増設。 本庁と支部の問題はあるが、弁護士数の多い本庁の弁護士が 弁護できやすい。 県単位の考えを一掃し、県を越えて国選弁護ができる体制が できること。 コピーによる記録謄写が確実にできること。 記録謄写、接見に要した費用は全額支給されること。	
	飯塚	飯塚	405	8	4	50%	15.2	30.4	25.3	50.6	3.困難(本庁と)	福岡部会の弁護士が対応することで何とか対応可能。		
	直方	直方	52	1	1	100%	15.6	15.6	26.0	26.0	3.困難(本庁・他と)	福岡部会と北九州部会の弁護士が対応することで何とか対応可能。		
	久留米	久留米 吉井	507	36	32	89%	4.2	4.8	7.0	7.9	2.何とか可能	久留米部会の会員が公平負担することで対応可能。		
	柳川	柳川	39	1	1	100%	11.7	11.7	19.5	19.5	2.何とか可能(他で)	久留米部会と福岡部会の弁護士が対応することで何とか対応可能。		
	大牟田	大牟田	75	6	4	67%	3.8	5.6	6.3	9.4	2.何とか可能(他と)	久留米部会の弁護士が対応することで対応可能。		
	八女	八女	35	1	0	0%	10.5	10.5	17.5	17.5	3.困難(他で)	久留米部会と福岡部会の弁護士が対応することで何とか対応可能。		
	小倉	小倉 折尾	1,373	101	77	76%	4.1	5.3	6.8	8.9	1.十分可能(本庁と)			
	行橋	行橋	67	2	2	100%	10.1	10.1	16.8	16.8	3.困難(他と)	北九州部会の弁護士が対応することで対応可能。		
田川	田川	75	1	0	0%	22.5	22.5	37.5	37.5	4.不可能(本庁・他で)	福岡部会と北九州部会の弁護士が対応することで何とか対応可能。			
佐賀県	本庁	佐賀 鳥栖	554	31	23	74%	5.4	7.2	8.9	12.0	1.十分可能		電話による接見 過疎地への公設事務所の設置 国公選弁護人の報酬の増額。 拘置所の朝・夜・土日祝祭日の接見の拡大。	
	武雄	武雄 鳥栖 伊万里	78	3	3	100%	7.8	7.8	13.0	13.0	2.何とか可能(本庁と)	3名くらいの増員が必要。 増員方法としては、修習生に広く働きかける、都市部への広告等。		
	唐津	唐津	100	5	4	80%	6.0	7.5	10.0	12.5	2.何とか可能(本庁と)	4~5名の増員。		

第2次アンケート集計結果							勾留請求件数 (地+簡) の30%を受任		勾留請求件数 (地+簡) の50%を受任		現体制における 対応可能性 (現在の対応方法)	解決策	制度実施に 必要不可欠 な制度改善策
弁護士会	対応地裁	対応簡裁	勾留請求 件数 (地+簡)	会員数	当番 登録数	%	会員1人	当番1人	会員1人	当番1人			
長崎県	本庁	長崎	513	47	27	57%	3.3	5.7	5.5	9.5	2.何とか可能	増員が必要。 本庁+大村+島原で共通の制度のため、3割として92.4件、登録合計29で単純に割ると3.2件。つまり一人当たり3~4件を負担することになる。他の法律相談者の負担もあることから、負担軽減のためには、登録会員の増が必要で、新規会員の登録と、単位会の所属替えを促していくしかない。	地方にも弁護士が増えることが必要。過疎地対策抜きにして、被疑者国選制度の実施はあり得ない。
	大村	大村 諫早	65	5	2	40%	3.9	9.8	6.5	16.3	2.何とか可能(本庁と)		
	島原	島原	61	1	0	0%	18.3	18.3	30.5	30.5	2.何とか可能(他で)		
	佐世保	佐世保	311	13	9	69%	7.2	10.4	12.0	17.3	2.何とか可能		
	平戸	平戸	0	0	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	2.何とか可能(他で)		
	壱岐	壱岐	11	0	0	0%	3.3	3.3	5.5	5.5	1.十分可能(本庁で)		
	福江	福江 有川	33	1	1	100%	9.9	9.9	16.5	16.5	1.十分可能(本庁・他で)		
	厳原	厳原 上県	46	0	0	0%	13.8	13.8	23.0	23.0	1.十分可能(本庁で)		
大分県	本庁	大分 別府 臼杵	617	54	39	72%	3.4	4.7	5.7	7.9	1.十分可能	原則として本庁で対応 本庁支援 本庁支援	
	杵築	杵築	13	0	0	0%	3.9	3.9	6.5	6.5	4.不可能(本庁で)		
	佐伯	佐伯	18	1	1	100%	5.4	5.4	9.0	9.0	3.困難(本庁と)		
	竹田	竹田	1	1	1	100%	0.3	0.3	0.5	0.5	3.困難(本庁と)		
	中津	中津 豊後高田	151	7	7	100%	6.5	6.5	10.8	10.8	2.何とか可能(本庁と)		
日田	日田	40	3	3	100%	4.0	4.0	6.7	6.7	3.困難(本庁と)			
熊本県	本庁	熊本 三角 御船	853	105	61	58%	2.4	4.2	4.1	7.0	1.十分可能 (本庁で一括受付)	公設事務所の設置。 被疑者国選弁護人の報酬の見直し。	
	玉名	玉名 荒尾	36	1	0	0%	10.8	10.8	18.0	18.0	1.十分可能		
	山鹿	山鹿	57	0	0	0%	17.1	17.1	28.5	28.5	1.十分可能		
	宮地	宮地 高森	10	0	0	0%	3.0	3.0	5.0	5.0	1.十分可能		
	八代	八代 水俣	84	2	0	0%	12.6	25.2	21.0	42.0	1.十分可能		
	人吉	人吉	17	0	0	0%	5.1	5.1	8.5	8.5	1.十分可能		
	天草	天草 牛深	23	0	0	0%	6.9	6.9	11.5	11.5	1.十分可能		
鹿児島県	本庁	鹿児島 伊集院 種子島 屋久島	673	74	58	78%	2.7	3.5	4.5	5.8	1.十分可能	会員の協力を得るには、被疑者段階の弁護につき、被疑者1人あたり15万円から20万円の報酬を確保すべきである。	
	名瀬	名瀬 徳之島	84	2	1	50%	12.6	25.2	21.0	42.0	3.困難(本庁で)		
	加治木	加治木 大口	49	1	1	100%	14.7	14.7	24.5	24.5	2.何とか可能(本庁と)		
	知覧	知覧 加世田 指宿	12	0	0	0%	3.6	3.6	6.0	6.0	1.十分可能(本庁で)		
	川内	川内 出水 甑島	44	1	1	100%	13.2	13.2	22.0	22.0	2.何とか可能(本庁と)		
	鹿屋	鹿屋 大隅	93	1	1	100%	27.9	27.9	46.5	46.5	2.何とか可能(本庁と)		



第2次アンケート集計結果							勾留請求件数 (地+簡) の30%を受任		勾留請求件数 (地+簡) の50%を受任		現体制における 対応可能性 (現在の対応方法)	解決策	制度実施に 必要不可欠 な制度改善策
弁護士会	対応地裁	対応簡裁	勾留請求 件数 (地+簡)	会員数	当番 登録数	%	会員1人	当番1人	会員1人	当番1人			
宮崎県	本庁	宮崎 西都	565	41	32	78%	4.1	5.3	6.9	8.8	2.何とか可能	若手会員が少なくとも10名。	刑事を中心に受ける公設事務所的なものが地方では特に必要性が高い。しかし、これを受ける人材がいるかということも難しく、余程意見統一しないと混乱が予想される。基本的には単位会ですべきことだが、当面一人当たりの最低ノルマを課さなければ回せないと思う。ちなみに、宮崎は全勾留請求件数の約60%を当番で出動しており、受任率が10%強であるから、全勾留請求件数の6~7%程度の受任となっているが、これでも限界に近い状態である(最高出動数年間40回)。
	日南	日南	0	0	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	3.困難(本庁と)	ゼロ地区であり、本庁から出動しているが、そのカバーのためにも当面本庁での10名増員は不可欠。	
	都城	都城 小林	119	4	4	100%	8.9	8.9	14.9	14.9	3.困難(本庁と)	若手会員が少なくとも3名できれば5名。	
	延岡	延岡 日向 高千穂	231	5	5	100%	13.9	13.9	23.1	23.1	3.困難(本庁と)	若手会員が少なくとも3名できれば5名。	
沖縄	本庁	那覇	708	151	87	58%	1.4	2.4	2.3	4.1	1.十分可能		公設事務所で複数の弁護士が勤務可能であれば、対応しやすい。
	沖縄	沖縄	551	37	13	35%	4.5	12.7	7.4	21.2	1.十分可能		
	名護	名護	125	4	2	50%	9.4	18.8	15.6	31.3	1.十分可能		
	平良	平良	63	3	2	67%	6.3	9.5	10.5	15.8	3.困難	現在、公設事務所を設置する方向で検討中。	
	石垣	石垣	46	2	2	100%	6.9	6.9	11.5	11.5	2.何とか可能	公設事務所を設置したばかりなので様子をみていないと分からない。	
仙台	本庁	仙台	1,197	204	131	64%	1.8	2.7	2.9	4.6	1.十分可能		従来の国選弁護報酬のような定額(低額)ではなく、費用(交通費、謄写費等)については実費支給されるべき。また、報酬についても、弁護活動に比例して支給されるべき(できればタイムチャージ制)。
	大河原	大河原	42	1	1	100%	12.6	12.6	21.0	21.0	2.何とか可能(本庁と)	本庁の応援を得て。	
	古川	古川 築館	239	3	2	67%	23.9	35.9	39.8	59.8	2.何とか可能(本庁と)	本庁の応援を得て。	
	石巻	石巻	145	5	3	60%	8.7	14.5	14.5	24.2	2.何とか可能(本庁で)	本庁の応援を得て。	
	登米	登米	5	0	0	0%	1.5	1.5	2.5	2.5	2.何とか可能(本庁で)	本庁の応援を得て。	
気仙沼	気仙沼	42	2	1	50%	6.3	12.6	10.5	21.0	2.何とか可能(本庁と)	本庁の応援を得て。		
福島県	本庁	福島	538	28	27	96%	5.8	6.0	9.6	10.0	1.十分可能		電話による接見 十分な報酬と実費全額支払い
	相馬	相馬	41	3	2	67%	4.1	6.2	6.8	10.3	2.何とか可能	対応可能な弁護士は2名であり、可能件数を越えた時は他支部からの応援を得たい。	
	郡山	郡山	437	32	30	94%	4.1	4.4	6.8	7.3	1.十分可能		
	白河	白河 棚倉	56	4	4	100%	4.2	4.2	7.0	7.0	3.困難	他支部からの応援。弁護士3名の増員が必要。	
	会津若松	会津若松 田島	219	6	5	83%	11.0	13.1	18.3	21.9	1.十分可能	他支部からの応援	
	いわき	いわき 福島富岡	347	12	8	67%	8.7	13.0	14.5	21.7	1.十分可能		
山形県	本庁	山形	338	33	29	88%	3.1	3.5	5.1	5.8	1.十分可能		電話による接見 十分な報酬と実費全額支払い
	新庄	新庄	5	3	3	100%	0.5	0.5	0.8	0.8	1.十分可能		
	米沢	米沢 赤湯 長井	117	2	1	50%	17.6	35.1	29.3	58.5	3.困難(本庁と)	本庁弁護士と合同して対応可能となる。30%程度の受任であれ1件、50%の対応であれば2件を本庁弁護士が受任。	
	鶴岡	鶴岡	79	6	4	67%	4.0	5.9	6.6	9.9	2.何とか可能	30%の受任ということであれば、何とか数字的に対応可能。ただし、弁護士の高齢化、一部弁護士の加重負担があるため、50%程度の受任ということになると対応不可能となるおそれがある。本庁弁護士による対応ということも遠隔地の故に困難。今後は新規登録による増員(各支部2名程度)を図りたい。	
	酒田	酒田	128	7	5	71%	5.5	7.7	9.1	12.8	2.何とか可能		
岩手	本庁	盛岡	334	31	24	77%	3.2	4.2	5.4	7.0	1.十分可能		岩手では、公設事務所を推進しており、北上、遠野に実現するので、改善が期待される。さらに、二戸、宮古に設置されれば、全県的に改善されるが、久慈地区はそれでも困難であり、電話接見でも考える以外無いであろうか。
	花巻	花巻	55	2	1	50%	8.3	16.5	13.8	27.5	2.何とか可能(本庁と)	北上に公設事務所が設置される予定であり、それで改善されうる。	
	二戸	二戸	39	0	0	0%	11.7	11.7	19.5	19.5	2.何とか可能	公設事務所の設置~二戸地区は予定されているが、久慈地区はそれでも困難。	
		3.困難(本庁で)											
	遠野	遠野 釜石	22	1	1	100%	6.6	6.6	11.0	11.0	2.何とか可能(本庁・他と)	公設事務所が実現すれば改善される。	
	宮古	宮古	22	1	1	100%	6.6	6.6	11.0	11.0	2.何とか可能(本庁と)	公設事務所が実現すれば改善される。	
	一関	一関 大船渡	75	5	4	80%	4.5	5.6	7.5	9.4	2.何とか可能(本庁・他と)	増員~公設事務所は予定されていないので、地方弁護士が勤務弁護士をとること。	
水沢	水沢	44	2	2	100%	6.6	6.6	11.0	11.0	2.何とか可能			

第2次アンケート集計結果							勾留請求件数 (地+簡) の30%を受任		勾留請求件数 (地+簡) の50%を受任					
弁護士会	対応地裁	対応簡裁	勾留請求 件数 (地+簡)	会員数	当番 登録数	%	会員1人	当番1人	会員1人	当番1人	現体制における 対応可能性 (現在の対応方法)	解決策	制度実施に 必要不可欠 な制度改善策	
秋田	本庁	秋田 男鹿	448	35	28	80%	3.8	4.8	6.4	8.0	1. 十分可能		捜査段階における保釈制度の実現。 被疑者との電話接見制度の実現。	
	能代	能代	34	1	1	100%	10.2	10.2	17.0	17.0	2. 何とか可能(本庁と)	本庁でカバーする。但し、将来的には1名くらいの増員が必要。増員方法については、新入会員の勧誘しかない。		
	本荘	本荘	25	3	2	67%	2.5	3.8	4.2	6.3	1. 十分可能(本庁と)			
	大館	大館 鹿角	92	3	2	67%	9.2	13.8	15.3	23.0	3. 困難(本庁と)	本庁でカバーする。但し、将来的には1名くらいの増員が必要。増員方法については、新入会員の勧誘しかない。		
	横手	横手 湯沢	118	2	2	100%	17.7	17.7	29.5	29.5	3. 困難(本庁・他で)	本庁でカバーする。但し、将来的には1名くらいの増員が必要。増員方法については、新入会員の勧誘しかない。		
	大曲	大曲 角館	75	4	3	75%	5.6	7.5	9.4	12.5	1. 十分可能(本庁・他で)			
青森県	本庁	青森 むつ 野辺地	296	23	22	96%	3.9	4.0	6.4	6.7	1. 十分可能			
	五所川原	五所川原 鱒ヶ沢	0	0	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	1. 十分可能(本庁・弘前で)			
	弘前	弘前	257	6	4	67%	12.9	19.3	21.4	32.1	2. 何とか可能(本庁と)	現在弘前支部に勾留請求されている五所川原支部の事件を本庁の弁護士で対応することで可能になる。		
	八戸	八戸	318	11	10	91%	8.7	9.5	14.5	15.9	1. 十分可能			
	十和田	十和田	0	0	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	1. 十分可能(八戸で)			
札幌	本庁	札幌	1,868	307	208	68%	1.8	2.7	3.0	4.5	1. 十分可能		接見交通の補助手段としての電話ないしテレビ電話の利用による被疑者との交信。 特に検察支部で接見できる体制があること。 拠点地区(例えば札幌)から支部に派遣した場合の報酬の加算。	
	岩見沢	岩見沢 夕張	148	1	1	100%	44.4	44.4	74.0	74.0	2. 何とか可能(本庁と)	札幌からのバックアップ体制と支部会員の増員。		
	滝川	滝川	36	1	1	100%	10.8	10.8	18.0	18.0	2. 何とか可能(本庁と)	札幌からのバックアップ体制と支部会員の増員。		
	室蘭	室蘭 伊達	160	4	3	75%	12.0	16.0	20.0	26.7	2. 何とか可能(本庁と)	札幌からのバックアップ体制と支部会員の増員。		
	苫小牧	苫小牧	247	4	3	75%	18.5	24.7	30.9	41.2	2. 何とか可能(本庁と)	札幌からのバックアップ体制と支部会員の増員。		
	浦河	浦河 静内	50	1	1	100%	15.0	15.0	25.0	25.0	2. 何とか可能(本庁と)	地方法律相談センターの立ち上げと陣容の充実。		
	小樽	小樽	167	4	4	100%	12.5	12.5	20.9	20.9	2. 何とか可能(本庁と)	札幌からのバックアップ体制と支部会員の増員。		
	岩内	岩内	0	0	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	2. 何とか可能(本庁で)	しりべし法律相談センターの陣容を充実させることなど。 (以上の「法律相談センター」では、担当者少数の完全なクルー制で、2日/2週、常設事務所等で相談を受ける体制をとる。当番弁護士も視野に入れた制度構想である。)		
函館	本庁	函館 松前 八雲 寿都	481	24	18	75%	6.0	8.0	10.0	13.4	3. 困難 (本庁で一括受付)	函館市内の拘置場所については現状で何とか対応可能と考えるが、遠隔地については現在の登録者数では対応が困難であり、質問3の改善策を前提としても、最低5名程度の人員増が必要である。	遠隔地での弁護活動に対する十分な報酬および旅費等の費用が確保されることが大前提。現在の国選報酬基準では全く不十分。 電話、テレビ電話等による外部交通権の確保。 身柄拘束期間の短縮、起訴前保釈制度の実現も望まれる。	
	江差	江差	4	0	0	0%	1.2	1.2	2.0	2.0	3. 困難	現在の登録者数では対応が困難であり、最低5名程度の人員増が必要。なお、公設事務所の設置によっても解決は可能であるが、需要の点からは現実的ではないと考える。		
旭川	本庁	旭川 深川 富良野	513	26	25	96%	5.9	6.2	9.9	10.3	2. 何とか可能	新人弁護士10名増員、中堅弁護士に勤務弁護士雇用を呼びかける。	被疑者弁護活動にとって法律相談センターはほとんど役立たないから、日弁連のゼロワン支部対策は全面的な見直しが必要と思う。制度開始までに弁護士常駐施設ゼロの支部はなくする必要があり、安定的な制度運営のためには、個人事務所・公設事務所・法人支店のいずれか2つの施設が設けられる必要がある。	
	名寄	名寄 中頓別	16	本庁の16 名で対応				1.5		2.6	3. 困難	公設事務所及び法人事務所の支店を1軒ずつ開設。		
	紋別	紋別	22								2. 何とか可能	法人事務所の支店を一軒開設。		
	留萌	留萌	2								3. 困難	公設事務所及び法人事務所の支店を1軒ずつ開設。		
	稚内	稚内 天塩	42								2. 何とか可能	公設事務所を開設。		

第2次アンケート集計結果							勾留請求件数 (地+簡) の30%を受任		勾留請求件数 (地+簡) の50%を受任		現体制における 対応可能性 (現在の対応方法)	解決策	制度実施に 必要不可欠 な制度改善策
弁護士会	対応地裁	対応簡裁	勾留請求 件数 (地+簡)	会員数	当番 登録数	%	会員1人	当番1人	会員1人	当番1人			
釧路	本庁	釧路	322	12	12	100%	8.1	8.1	13.4	13.4	2.何とか可能	5～10名の増員が必要。	左記増員数は現会員が現役であることを前提としており、高齢化弁護士会である故、さらなる増員が望ましい。
	帯広	帯広 本別	325	8	8	100%	12.2	12.2	20.3	20.3	2.何とか可能	5～10名の増員が必要。	
	網走	網走	26	0	0	0%	7.8	7.8	13.0	13.0	4.不可能(北見で)	5名の増員と公設事務所の設置が必要。	
	北見	北見 遠軽	174	3	3	100%	17.4	17.4	29.0	29.0	3.困難	5名の増員と公設事務所の設置が必要。	
	根室	根室 標津	26	0	0	0%	7.8	7.8	13.0	13.0	4.不可能(本庁で)	5名の増員と公設事務所の設置が必要。	
香川県	本庁	高松 土庄	625	68	41	60%	2.8	4.6	4.6	7.6	2.何とか可能	国公選弁護の受任が義務的であることの意味統一。 報酬の大幅な上昇。 適正な規模での法曹の増員。 長期勾留の解消、特に保釈の緩和。	
	丸亀	丸亀 善通寺	214	15	12	80%	4.3	5.4	7.1	8.9	2.何とか可能		
	観音寺	観音寺	31	0	0	0%	9.3	9.3	15.5	15.5	2.何とか可能		
徳島	本庁	徳島 鳴門 川島	557	53	37	70%	3.2	4.5	5.3	7.5	2.何とか可能	特になし。対応可能負担件数は1年間に5件。	報酬の増額及び担当弁護士の増員。
	阿南	阿南 牟岐	34	0	0	0%	10.2	10.2	17.0	17.0	2.何とか可能(本庁で)		
	脇町	脇町 徳島池田	86	0	0	0%	25.8	25.8	43.0	43.0	2.何とか可能(本庁で)		
高知	本庁	高知	704	50	31	62%	4.2	6.8	7.0	11.4	1.十分可能	本庁による対応と法律相談センターの拡充による増員1名。 本庁による対応と法律相談センターの拡充による増員1名。 2名の増員が望まれる。“四万十川”の魅力に惹かれての増員が見込まれている。	相当の費用報酬の保証が必要である。 国選弁護の実情は、費用(謄写費、接見のための交通費等)について無保証であり、被疑者弁護活動の多様性を思うと、更に“犠牲”が大きくなりそうである。
	須崎	須崎	30	0	0	0%	9.0	9.0	15.0	15.0	2.何とか可能(本庁で)		
	安芸	安芸	26	0	0	0%	7.8	7.8	13.0	13.0	2.何とか可能(本庁で)		
	中村	中村	45	1	1	100%	13.5	13.5	22.5	22.5	3.困難		
愛媛	本庁	松山	653	63	36	57%	3.1	5.4	5.2	9.1	1.十分可能		
	大洲	大洲 八幡浜	35	2	2	100%	5.3	5.3	8.8	8.8	1.十分可能(本庁と)		
	西条	西条 新居浜 伊予三島	259	12	6	50%	6.5	13.0	10.8	21.6	1.十分可能		
	今治	今治	75	7	5	71%	3.2	4.5	5.4	7.5	1.十分可能(本庁と)		
	宇和島	宇和島 城辺	133	5	3	60%	8.0	13.3	13.3	22.2	1.十分可能		